



ー国際知的財産保護フォーラムー

国際的な知的財産の尊重を目指して

審判第7部門 審判官
前川 慎喜

1. はじめに

国際的な知財保護戦略を進める民間団体と言うと、あなたは何を連想するだろうか。おそらく、欧米諸国、とくに米国の団体を思い浮かべる人が多いのではないだろうか。

確かに、模倣品・海賊版問題においてメディアに派手に登場している有力民間団体には、RIAA（音楽）やBSA（コンピュータ・ビジネスソフトウェア）といった、欧米に本部のあるところが多い。

しかし我が国民間には、その産み出すプロダクツが世界一流レベルに達して久しいのと同様に、国際的な知的財産権の保護に向けた取り組みにおいても、いくつかの点では欧米に追いつき、それを凌駕しつつある。

その一つのあらわれである、国際知的財産保護フォーラム（英称 IIPPF：International Intellectual Property Protection Forum.）について、本記事ではご紹介したい。

国際知的財産保護フォーラム（以下、「フォーラム」。）は平成14年4月16日に設立された新しい団体であり、まだその名に親しんでいない方も多いと思われる。しかしフォーラムは、自動車、エレクトロニクスといったメーカーから、コンピューターソフトウェア、映像などのコンテンツ産業、さらにいわゆるブランド品やキャラクター商品産業までの幅広い産業を包含し、それら多岐にのぼる業界団体・企業のみならず、各種の経済団体や知的財産専門団体をメンバーに有し、かつ知的財産保護に関与する政府の関連部局と密接に連携して活動している大規模な民間組織である。このように業界の垣根を超えて幅広く民間が参集し、政府とも共同行動を行っているという団体は、世界的にもあまりない。筆者の経験から



見て、この種の問題専門の団体としては、おそらく世界的にも最大規模のものである。

本記事では、そのフォーラムの組織・運営の状況や、これまでの主な活動などについて紹介していきたい。

なお、本記事の文責は筆者にあり、フォーラムメンバーやその事務局（（社）発明協会）、または経済産業省その他の関連諸官庁の見解を代表するものではないことを、最初にお断りしておく。

2. 組織・運営上の特色

2-1. メンバー構成

フォーラムの規模及びその性格を実感するためには、まずそのメンバー構成を一望していただくのが一番分かりやすい。

平成16年11月末日時点のメンバーは次頁の表1のとおりである。発足時、前身となる団体も存在せず、文字通りゼロからの出発であった。にもかかわらず、そのとき既にメンバー数は140を超え、さらに現在では169もの団体・企業が加盟するまでに成長している。特別な勧誘活動を行っていないのにも関わらずメンバー数は増える一方であり、一度も減少傾向をみたことがないのである。

このメンバー一覧を見て気づかれた方もおられると思

うが、フォーラムのメンバー構成におけるいくつかの特徴点について述べたい。

1) メンバーの多様性

冒頭にも述べたように、いわゆるメーカー系からコンテンツ系まで広い範囲の産業団体・企業が集まっているだけでなく、知的財産協会、弁理士会などの総合的な知

財関連団体、また日本商工会議所など経済団体、さらに日中経済協会、日本貿易振興機構など国際的に拠点を展開している団体が参加している。知的財産保護のためにここまで多様なメンバーが結集した団体は、世界的にみても希有である。

また、いわゆる外資系も、重要なメンバーとして活躍している。欧米に本部を置く反模倣品・海賊版関連の諸

表1：メンバー一覧

事務局	発明協会
協力団体	日中経済協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本知的財産協会、日本弁理士会、日本貿易振興機構 【計 6団体（五十音順）】
参加団体及び企業	団体： エンジニアリング振興協会、遠赤外線協会、カメラ映像機器工業会、軽金属製品協会、国際公正取引推進協会、国際デザイン交流協会、コンテンツ海外流通促進機構、コンピュータソフトウェア著作権協会、情報通信ネットワーク産業協会、食品産業センター、生活用品振興センター、生分解性プラスチック研究会、全国陶磁器意匠保護協議会、全国優良石材店の会、全日本ブラシ工業協同組合、全日本プラスチック製品工業連合会、全日本文具協会、全日本ベッド工業会、対日貿易投資交流促進協会、電子情報技術産業協会、電池工業会、ドアクローザ工業会、特殊鋼倶楽部、日本アミューズメントマシン工業協会、日本印刷産業連合会、日本衛生設備機器工業会、日本オフィス家具協会、日本音楽著作権協会、日本化学繊維協会、日本金型工業会、日本鞆協会、日本玩具協会、日本関税協会知的財産情報センター、日本機械輸出組合、日本強靱鋳鉄協会、日本化粧品工業連合会、日本建設機械工業会、日本ゴム履物協会、日本産業機械工業会、日本産業デザイン振興会、日本自動車工業会、日本自動車部品協会、日本自動車部品工業会、日本ジュエリー協会、日本商標協会、日本照明器具工業会、日本スポーツ用品工業協会、日本製薬工業協会、日本石材産業協会、日本繊維輸出組合、日本鍛圧機械工業会、日本釣用品工業会、日本デザイン事業協同組合、日本デザイン保護協会、日本電機工業会、日本電気制御機器工業会、日本電球工業会、日本陶磁器意匠センター、日本時計協会、日本農業機械工業会、日本船用工業会、日本バルブ工業会、日本ファインセラミックス協会、日本分析機器工業会、日本ベアリング工業会、日本縫製機械工業会、日本包装機械工業会、日本ロボット工業会、ビジネス機械・情報システム産業協会、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス、ユニオン・デ・ファブリカン 【計 71団体（五十音順）】 企業： 旭化成、石川島建機、石川島播磨重工業、イトーキ、イトーキレビオ、INAX、インターロック、荏原製作所、LVMH モエ ヘネシー・ルイヴィトン・ジャポン、エルメス ジャポン、王子製紙、オーバル、岡村製作所、オムロン、オリンパス、カシオ計算機、カネボウ、キャノン、協和工業、銀峯陶器、金門製作所、コーセー、コクヨ、壽、コニカミノルタテクノロジー、コベルコ建機、小松製作所、サクラクレパス、三共生興、三洋電機、ジーエス・ユアサ コーポレーション、シスメックス、資生堂、シック・ジャパン、シャチハタ、シャネル、JUKI、新光電子、新日本製鐵、スズキ、住友化学工業、住友重機械工業、セイコーエプソン、ゼブラ、ソニー・コンピュータエンターテインメント、ダイキン工業、大建工業、タニタ、寺西化学工業、東芝、東陶機器、東レ、トヨタ自動車、トンボ鉛筆、ナイキ、鳴海製陶、日本曹達、日本たばこ産業、本電気、ノリタケカンパニーリミテド、パイロットコーポレーション、パラマウントベッド、バンダイ、日立化成工業、日立金属、日立建機、日立製作所、富士ゼロックス、富士通、富士琺瑯工業、ブラザー工業、ブリヂストン、ブリヂストンスポーツ、ぺんてる、ポーラ化粧品本舗、本田技研工業、マイクロソフト、マックスファクター、松崎、松下電器産業、松下電工、ミズノ、三菱鉛筆、三菱電機、ユニ・チャーム、吉田、ライオン、リコー、リンナイ、ワールドケミカル、YKK 【計 91社（五十音順）】

団体でもその多くに日本企業も加盟しているようにこの世界でもグローバル化は常識であるが、それ以上に、フォーラムは狭い意味での日本企業の権益のアジテータではないことを強調しておきたい。とくにフォーラム活動に積極的に参画している我が国の著名企業の方々自身が、不正商品から各国の消費者の利益・安全を守ることこそがフォーラム活動の目標であるべきという信条を強く抱いているのである。

2) メンバーシップのフレキシビリティ

例えば日本自動車工業会と本田技研工業というように、業界団体と、その参加企業の一部が独立して加盟しているのが見られるように、加盟資格に関しては形式的要件に囚われることなく実質を重視している。

逆に表1に載っていないくても、メンバーである業界団体下の企業も活動に大きく関係しており、実際にフォーラム活動に関わっている企業の合計数は表1で見えているよりずっと多い。

また、協力団体という区分を設けてはいるが、実際上はメンバー間の資格等に一切差を設けていない。表1中に(社)や(財)、また(株)といった団体・企業の性格に関する記載をせず、順序は50音順としているのも、団体・企業の性格による区分・順列付けはしないというポリシーによるものである。

国際的な知的財産保護促進を目指すという目的オリエンティッドな団体がフォーラムであり、立派なメンバーリストがその目的ではないのである。

3. 組織構成・運営手法

次に、そのようなメンバーで構成されるフォーラムが、どのような組織構成をとり、どのように運営されているのかについて説明する。

3-1 組織

まず、メンバー全体の意志決定機関として総会を置いている。総会は何らかの重要なターニングポイントをとらえての開催であるが、結果、これまで年1~2回程のペースで開催されている。

全メンバー対象の総会だけでは機動的な議論はできないので、フォーラム全体をステアリングするコミッティ

として、企画委員会を置いている。これは必要に応じ随時召集され実質的な議論を展開しており、これまでフォーラムの重要な全体戦略を決定してきている。フォーラムでは個々の活動を「プロジェクト」と呼んでいるが、どのようなタスクを持ったプロジェクトを設置するかというフォーラムの活動戦略の根幹は、企画委員会で議論され設計されている。

これら総会・企画委員会の議論を、ロジ的な側面で運営していくのはもちろん、サブ的な事項についてもこれを調整し原案を作成していくのは事務局のワークである。企画委員会の議長は現在事務局である発明協会がこれを担当している。

3-2 座長

総会の議長役も含めたフォーラム全体のトップには、メンバーの中でも保護されるべき知的財産権の直接のライトホルダーである民間企業の代表的関係者がこれに就いてきた。すなわち、初代座長には松下電器産業代表取締役会長の森下洋一座長、現在は日本自動車工業会会長及び本田技研工業代表取締役の宗国旨英座長と※、エレクトロニクス業界と自動車業界という我が国重要産業の代表的存在がこれを務めてきているのである。

(※：就任当時)

座長は肩書きだけの名誉職ではない。総会の議長を務めるのは無論のこと、両座長とも、後で述べる中国ミッションでは団長として記録的規模の官民合同代表団を率い、中国側との折衝の最前線に立ったのである。

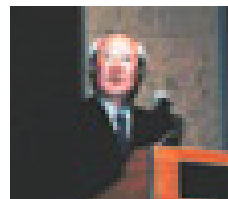


写真1-1：
挨拶を述べる森下座長

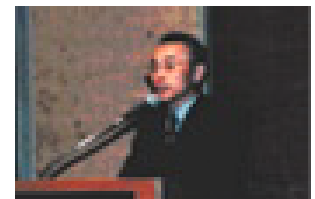


写真1-2：
就任の抱負を述べる宗国座長

(平成16年2月の座長交代時の総会にて)

3-3 活動形態

上記のように、フォーラムの常設組織はシンプルである。個別のタスク遂行のためには、そのための活動を行うプロジェクトをそれぞれ設置する。見栄えのする組織図を作ることがフォーラムの目的ではなく、無駄の無い、合目的・機能重視の運営手法をとっている。

どういったタスクを持ったプロジェクトを設けるかは企画委員会で練り上げる。その結果生まれた各プロジェクトの運営は、ボランティアに名乗りを上げたプロジェクト幹事がこれを遂行する。各プロジェクトの参加メンバーは、フォーラムメンバーの中から希望者を募って構成される。

ここで、フォーラムの大きな特徴として、その財源がある。多いのではなくその逆で、フォーラムには財源が一切ない。ここまでの巨大な団体で財源ゼロというのも意外に思われるだろうがこれに嘘はなく、会費も入会金も無料である。

上で、幹事はボランティアと申し上げたが、幹事のみならず活動費はすべてボランティアベース、手弁当の原則で賄われており、政府からの援助も、一部の例外（後述）はあるが、まさにゼロである。事務局にも収入・補助は一切無く、総会、企画委員会等の運営もすべてボランティアで行っている。

各プロジェクトはその参加メンバーが応分の負担を行い活動を遂行する。その中で、各プロジェクト幹事の貢献は大変大きく、プロジェクト幹事の活躍無くしてはフォーラム活動は前進しない。

4. これまでの主な活動

4-1 全体的な活動対象

次に、フォーラムがこれまでどのような活動を行ってきたかについて述べたい。

まず、そもそも全体として、フォーラムは何を対象に活動を行っているかについて簡単に述べる。

名は体を表すと言うが、フォーラムの目指すところは国際的な知的財産の保護である。国際的と言うとおり、その対象とする地域は世界中であり、我が国内も例外ではない。そして対象とする内容についても、模倣品・海賊版に対するエンフォースメントはその関心事項のワン

オブゼムであって、知的財産保護にかかる全般、例えば知的財産権の適切な付与や、知的財産を尊重する文化の啓蒙も重要関心事項である。

4-2 中国ミッション

さて、フォーラムのこれまでの活動について述べるとすれば、その中で最大のトピックスはやはり中国ミッション、正式名称「知的財産保護官民合同訪中代表団」であろう。

オールジャパンの官民合同、百人級のビッグミッションが中国各地を訪問というものであり、知財保護問題専門の団体でこれだけの規模のミッションを派遣したというのは、少なくとも筆者の知る範囲では、諸外国にも例がないと思う。

(1) 第1回中国ミッション

第1回中国ミッション、すなわち知的財産保護官民合同訪中代表団は、平成14年12月1日から7日にかけて、森下座長を団長として北京中央政府を、そしてさらに浙江省・広東省の地方政府をと、中国を縦断した。しかもこのミッションは、ミッションそれ自身に加え日中知的財産保護交流セミナーとも一体化し、中国の知的財産政策及びエンフォースメントに関係する中央・地方の各政府機関への要請と、エンフォースメント担当職員に対するセミナーとの両輪を通じて、率直かつ友好的な対話を実施したというものである。電気電子、自動車、ソフトウェア、化学等々の幅広い各業界のフォーラムメンバーがこれに参加した。

先にも述べたようにフォーラムの活動は国際的な知的財産保護の促進のためであり、模倣品・海賊版問題における中国バッシングが目的ではない。参加したフォーラムメンバーも、中国における知財保護は中国消費者の利益に繋がるものという視点で問題を捉えており、「知的財産保護」官民合同訪中代表団というミッション名称にもそれがあらわされている。そしてこのミッションにおいては中国側の各機関からも、知的財産権侵害問題は将来的に中国自身の信用喪失というダメージに繋がる問題であるとの認識のもと、日本側から行われた情報を注視しつつ、日中両国で協力して解決に取り組みたいとの意欲が示された。

ここで、先にフォーラム活動費はすべてボランティア



写真2-1 (左上) 2-2 (右上) 2-3 (左下) 2-4 (右下)
第1回知的財産保護官民合同訪中代表团

ベース、政府からの援助も一部例外を除き無しと述べたが、このミッションは第2回のもも含め、まさにその例外と言えよう。「官民合同」の名のとおり、西川経済産業副大臣を政府代表として、各省庁から関係者が参加して民側の代表団のサポートに邁進し、この大規模ミッションの成功に尽くしたのである。私見をお許しいただければ、これは財政的措置の問題というより（旅費その他応分の諸経費の分担をはじめとし、ボランティアな活動というのがフォーラムの基本原則）、オールジャパンとしてのミッションを成功させようという強い意欲のもと惜しみなく労力を尽くしていただいたこと、これがミッションの成功を大きく後押ししたのである。

(2) 第2回中国ミッション

そして平成16年5月9日から15日にかけては、日中両国の経済発展にとって知的財産保護問題は極めて重要な課題であるとの認識の下、北京中央政府及び重要な地方である広東省政府関係機関との意見交換を行うため、宗国座長を団長とし、2度目の知的財産保護官民合同訪中代表团を派遣した。本ミッションでは、宗国座長をはじめとしたハイレベルとの会談に加え、日中の実務者同士での突っ込んだ議論も行った。

規模を誇示するのがミッションの目的ではないが、第2回も第1回と同じく大型の訪中団が中国を縦断することとなったのである。

訪中代表团は、模倣品・海賊版問題は、我が国企業のみならず中国の消費者の利益や海外市場における中国製

知识产权保护官民联合访中代表团活动继续的配合中间、情报交换窗口设置成果全有。今后也坚持。



品の声価を損なうなど中国経済の健全な発展にも悪影響を及ぼすことが懸念されるものという考えを基本として、侵害を繰り返す者についての対策、デッドコピー等外観デザイン模倣などについて意見交換を行った結果、中国側からは、各部局とも知的財産権保護に向けて今後一層の対策強化を図るとの決意表明がされたのに加え、複数の部局から、再犯防止にも繋がる刑事訴追基準を年内に改正すべく検討中との発言があったのは注目すべき動きであった。（なおその後、平成16年12月21日、最高人民法院と最高人民検察院により「知的財産権侵害刑事案件の具体的な法律応用における若干の問題に関する司法解釈」が発表され、翌22日から施行されるという動きが見られた。同解釈は、17条から成り、刑法で規



写真3-1 (左上) 3-2 (右上) 3-3 (左下) 3-4 (右下) :
第2回知的財産保護官民合同訪中代表团

定している知財侵害案件の量刑基準が明示された他、処罰についての基準も加えられている。)

(3) フォーラムからの要請の内容

では、この二度のミッションではどのような事項が中国側に要請されたのであろうか。

ここで、フォーラムは加盟メンバーの活動を吸い上げ一本化してしまうことを狙ってはならず、逆に各メンバー自身の活動レベルがより高まることを目指している。つまり、まずフォーラムとしての意見・見解が先にあるのではなく、フォーラムの声はまさにフォーラムというその名のとおりに、活動的なメンバーからの意見・ニーズが集約され、我が国民間のワンボイスとされたものである。これを発信していくことがフォーラムの重要な役割の一つであり、ミッションでの中国政府への要請はまさにその典型である。

よって、フォーラムから発信された各種要請事項は我が国民間のニーズの集大成である。それをまとめるには先に述べた幹事の尽力を始めとして大変な労力が投入されており、その内容は多岐に渡り分量も多い。

なのでここでは、そのごく一部をピックアップしてご紹介する。短くまとめた故、完全・正確な記述ではないことはお許し願いたい。その雰囲気をご掴んでいただければ幸いである。

また実は、中国政府に要請を行う前から(結果的には第1回中国ミッションと同時の完成となったが)、フォーラムでは一つのプロジェクトとして我が国政府への提言に取り組み、中国をはじめとした東アジア地域の問題について平成14年の12月に「アジア諸国・地域の知的財産権問題への対応に関する提言」を完成させている。

その後、我が国政府に対し国際的な知的財産保護への行動を提言すると、外国政府に対し要請を行うとでその内容は重なることから、フォーラムとしての活動をワンボイスにする見地からもこのプロジェクトは現在中国での知的財産保護を扱うプロジェクトと一本化されているが、ここでは2回の中国ミッションでの要請に加えその提言もご紹介する。

なお、以下の各要請の間での内容の違いは、日本側の関心事項のブレではない。各要請は一過性のものではなくそのフォローアップを行い検討を積み重ねてきてお

り、第2回中国ミッションではターゲットがかなり具体的に絞られてきたものとなったのはその成果である。

また先にも述べたが、フォーラムメンバーの関心は知的財産権のエンフォースメントだけにとどまらず、もっと広い意味での知財保護促進を目指しているということも以下をご覧になればお分かり頂けると思う。

①「アジア諸国・地域の知的財産権問題への対応に関する提言」(平成14年12月)

中国政府に対応を求めたい事項

- イ) 取締り・制裁措置・被害者救済措置の適正化
- ロ) 権利付与の迅速化・適正化と保護対象の拡大
- ハ) 模倣品・海賊版の中国国外流出に対する水際措置等の強化
- ニ) 技術移転に関する規制緩和
- ホ) トレードシークレットの保護強化
- ヘ) 標準規格制度の是正

日本政府に対応を求めたい事項

- イ) 水際措置・原産地の不当表示取締り
- ロ) 知的財産を尊重する文化の普及啓発

②第1回中国ミッション(平成14年12月)

イ) 模倣品・海賊版取締の一層の強化

侵害者に対する取締を一層強化し、厳格な措置を科す。とくに再犯者等悪質な業者に対し、刑事訴追の着実な実施、事業者免許・営業免許の取消などの手段も活用。

ロ) 地方政府への指導・監督の徹底

地方保護主義による取締への制約、各地方間での運用・判断の不統一、関係機関の連携の不足といった問題に対して指導や監督を徹底。

ハ) 司法制度の充実

知的財産を取り扱う法律専門家が不足しており、育成に努めるとともに、専門的知見ある裁判官の多い北京・上海・広州といった人民法院で知的財産訴訟を提起できるよう裁判管轄を拡大。

③第2回中国ミッション(平成16年5月)

イ) 再犯者対策の強化を通じた抑止効果の向上

刑事手続関係

- ・担当行政部が積極的に刑事告発

- ・刑事訴追基準の引下げ及び再犯者への厳罰化
- ・権利者自らから直接告発する手続きの明確化及び円滑化

行政手続関係

- ・再犯者に対し行政制裁の金額引上等措置強化

ロ) 商品のデザイン模倣品対策の強化

反不正競争法の改正

- ・形態模倣行為の禁止規定を新設
- ・周知な表示に商品の外観自体が含まれることを明示

意匠法の改正

- ・部分意匠制度の導入
- ・新規性の判断基準に世界公知・公用例を採用、及び冒認出願を拒絶及び無効理由として明示

ハ) 適正かつ迅速な権利付与を通じた権利者の自助努力支援

優先審査制度の改善

- ・実際に出願された発明を出願人やライセンシーが実施又は第三者が違法に実施、中国へのライセンス供与や投資等を予定、等の場合への拡大
- 権利者に要請の権利を付与し、その結果を通知

4-3 その他の活動

先に述べたように中国へのアクションだけがフォーラムの関心事項ではない。下記のようなプロジェクトも遂行されている。

(1) フォーラムメンバー同士の情報交換

プロジェクトとしてフォーラムメンバー間の情報交換を行っており、最近ではこれをさらに促進すべく会合による発表会形式を改め、スモールグループによるディスカッションを中心とした個別テーマ毎の研究・意見交換を行っている。具体的には、

- テーマ1: 「税関における模倣品の水際取締」
- テーマ2: 「中国代理人の活用方法」
- テーマ3: 「アライアンス」
- テーマ4: 「技術流出防止」

というテーマにより実施している。

(2) 知的財産の普及啓蒙

普及啓蒙活動もプロジェクトとして設置・遂行されている。

このプロジェクトでは、過去何度か、知財研修のために来日するアジア太平洋諸国政府の知財問題担当官達と知財保護について話し合う場を持ったが、その中でスピーカーをこれも海外、Business Software Allianceから招聘し、途上国政府の担当官への啓蒙と、海外関連団体（BSAは今やフォーラム自身のメンバーでもあるが）との連携を同時に行うという試みも行っている。

さらにこのプロジェクトでは専門家への啓蒙だけが目的ではなく、我が国も含めた諸国の一般国民・消費者への知財文化の普及啓蒙を重要な課題として捉えているところである。ただこれはきわめて大きな目標であるので、



写真4-1 (左上) 4-2 (右) 4-3 (左下) :
アジア太平洋諸国の知財問題担当の諸官と、知財保護のあり方について議論

現時点ではまず我が国内の一般国民・消費者への啓蒙について、検討を始めたところである。

5. IIPPFウェブサイト

さて、知的財産保護への取り組みには適切な情報入手することが大切である。しかし、既にそれら情報を持つ企業からすればそれは苦勞の末に得た貴重なノウハウである場合が多く、簡単に他に教えられないところも当然出てくる。

このような情報共有の困難性は、我が国のみならず欧米の同種の団体でもよく聞かれるところである。先に述べたようにフォーラムではメンバー間の情報交換プロジェクトにも取り組んでいるが、クローズなグループ内の give and take の情報交換（それはそれで非常に重要なことであるが）だけでは、オールジャパンのレベル底上げは為し得ない。

そこで、広くオープンに情報を発信し、普及啓発と情報共有を促進して我が国全体のレベルアップをはかるという目的を持って、これは特許庁より大きな支援を得て、平成16年2月に開設されたのがフォーラムのウェブサイト、「IIPPF ウェブサイト」である。（<http://www.iipf.jp/>）

できてからまだ1年も経っていない新しいウェブサイトであるが、国際的な知財保護問題専門という限定的かつ大変お堅い内容のウェブサイトとしては記録的な、開設から10ヶ月で13万3千783件という多数のアクセスを頂いている。

自画自賛のようで恐縮だが、知財保護問題関連情報を

ここまで集約し世に発信しているサイトは他に無い。とくに、各マスコミでの関連記事報道の大半がこのウェブサイトに集約されリンクされており、それが毎日大量にアップデートされている。知財保護問題の動きを、それも日々新たに見ることができるサイトはこれ以外に存在しないと思われる。

こうした報道記事へのリンク以外にも、企業・団体の担当者や政府の知財関係者による取り組み紹介など官民の知識の共有や情報交換を促進すべく、知財関連情報コラムを連載しており、業種や官民の枠を越えた“語り場”の提供や、模倣品・海賊版を発見した際にどのような対応が考えられるか等フロー形式で紹介している「模倣品・海賊版対策導入ガイド」もユーザーからのアクセスが多く、模倣対策のレベルアップを図る総合的な情報発信拠点として、活用されている。

また新しい試みも今後続々とアップされていく予定な



図1：IIPPFウェブサイト・フロントページ

ので、アクセスされてご覧になられることを是非おすすめしたい。

6. おわりに

さて、本記事を読まれた方は、記事のあちこちに出遇っているカメについて、「どうしてカメが出てくるのか？」と思っておられるであろう。

このカメ、名を「模倣トメ子」という。

発明協会の「びかりん」「きらりん」、イベントでは着ぐるみも出て模倣品・海賊版の水際の阻止に貢献する税関の「カスタム君」、弁理士会の「はっぴょん」(他人の発明を模倣する、偽のはっぴょんまでいるのをご存じ

か?) 等々、知財の啓発にキャラクターを活躍させるのは今や世の流れである。

その中でわがIIPPFにおいてIIPPFウェブサイトで知財情報関連コラム「徒然カフェ」のオーナー兼ホスト役として活躍しているのが、この「模倣トメ子」である。

(前ページの「図1：IIPPFウェブサイト・フロント頁」の右側に、トメ子の横顔が出ているのがお分かりだろうか。IIPPF ウェブサイトをご覧になり、トメ子のカフェも訪れて頂ければ幸いです。)

さて、記事中でも述べたが、フォーラムの活動は、フォーラム内外の多くの方々の献身的ご協力のおかげで前進できている。最後に、トメ子よりそれらの皆様のご協力に御礼を申し上げて、終わりとしたい。

(トメ子はカメらしくなかなかの努力家で中国語も勉強しているのですが、さて何と言っているか、皆さんお分かりでしょうか?)



トメ子は中国語で

65頁：「知的財産保護官民合同訪中代表団の活動は継続的に取組まれ、情報交換の窓口設置など成果を挙げています。今後もがんばります。」

67頁：「知的財産権侵害の問題解決には、知的財産文化の普及啓蒙が重要です。」

68頁：「ご来店、お待ちしております。」

69頁：日本語の台詞に同じ
と言っております。

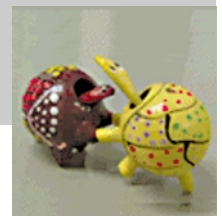
profile

前川 慎喜 (まえかわ しんき)

平成元年特許庁入庁

現審判部審判官

土木、応用光学関連の特許審査、調整課、国際課を経て、平成14年4月から平成16年12月まで(社)発明協会研究センター調査研究グループ部長を務める。その間、国際知的財産保護フォーラムの創設時から事務局を運営。



トメ子と著者近影

記事中の写真・イラスト・データはすべて国際知的財産保護フォーラム提供。

All IPRs reserved